

柏原市高齢者いきいき元気計画委員会設置要綱

(設置)

第1条 急速に進展する高齢社会に対応し、高齢者等に対する施策に関して必要な事項の審議及び調整を図るため、柏原市高齢者いきいき元気計画委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌)

第2条 委員会は、次の事項について審議及び調整を行う。

- (1) 介護保険法(平成9年法律第123号)第117条に規定する介護保険事業計画の作成、変更及び実施に関すること。
- (2) 老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の8に規定する老人福祉計画の作成、変更及び実施に関すること。
- (3) 柏原市高齢者いきいき元気センター（地域包括支援センター）の設置及び適切な運営に関すること。
- (4) 地域密着型サービスに係る適切な運営に関すること。
- (5) 地域支援事業に関すること。
- (6) その他高齢者等に対する施策に関して必要と認めること。

(組織)

第3条 委員会は20名以内の委員をもって構成する。

2 委員は、次の各号に掲げる者の内から市長が委嘱する。

- (1) 医師会、歯科医師会及び薬剤師会代表者
- (2) 保健医療福祉関係者
- (3) 介護保険被保険者の代表者
- (4) 権利擁護、地域ケア等に関する学識経験を有する者
- (5) 公募による市民の代表者
- (6) その他市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、3年とする。ただし、補欠により委員となった者の任期は、前任者の任期期間とする

2 委員は再任されることができる。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会は、委員長が招集し、その議長となる。

- 2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことはできない。
- 3 委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決定し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
- 4 委員会が必要と認めるときは、委員以外の者を会議に出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(専門部会)

第7条 委員会は、特定の事項を調査及び研究させるため、必要に応じ専門部会を設けることができる。

- 2 専門部会は、委員で組織し、福祉、介護、保健及び医療関係者のうちから委員長が指名する。
- 3 専門部会の調査及び研究事項を調整するため、専門部会の代表者で組織する幹事会を設けることができる。

(会議の公開)

第8条 委員会は、原則として公開とする。ただし、審議事項が個人情報に該当する等の理由により、委員会で非公開と決定したときは、この限りでない。

(守秘義務)

第9条 委員は、職務上知り得た情報を他に漏らしてはならない。その職務を退いた後も同様とする。

(事務局)

第10条 委員会の事務局は、健康福祉部高齢介護課に置く。

(補則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日等)

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日等)

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。